

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ **新設** ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	金融所得課税の一元化（検討事項）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現時、金融商品から発生する所得に課する課税については、上場株式等の譲渡益と配当及び株式投信の解約・償還損等との間で損益通算が可能であるものの、利子・配当・譲渡・一時・雑と所得区分が分けられているほか、税率も同一ではない。また、上場株式等の譲渡損失、商品先物の売買差損についてののみ3年間の損失繰越が可能となっている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>1. 金融所得に対する課税について、多様な金融商品を幅広く捉え、その課税方式の均衡化を図り、あわせて損益通算を広く可能とした金融所得課税の一元化を図る。</p> <p>2. 具体的要望としては、次のとおり。</p> <p>（1）上場・店頭公開株式の譲渡損益と配当及び公募株式投資信託の譲渡損益との間では損益通算が認められているが、更に以下に掲げる金融所得間でも、損益通算を認める。</p> <p>①上場株式・店頭株式の譲渡損益、配当、②公募株式投資信託の譲渡損益、解約・償還損益、期中分配金 ③未上場株式（一般の投資対象とされるもの等）の譲渡損益、配当 ④商品先物取引（オプション取引を含む）・有価証券先物取引・取引所金融先物取引の決済差損益 ⑤商品ファンドの収益分配金、償還損益、⑥預貯金の利子、⑦債券（公社債）</p> <p>（2）現状は、上場株式及び商品先物について3年の損失繰越が認められているが、上場株式及び商品先物以外の上記に掲げる金融所得についても、3年の損失繰越を認める。</p> <p>（3）公社債の譲渡所得と利子所得の損益通算を認めるなど、現行の債券税制の見直しを行う。</p> <p>（4）以上の見直しについては、現行の証券税制（上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率）の期限（23年末）到来後に、実務上可能なものから順次実現を目指していく。</p>		
関係条文	地方税法第23条、第32条、第71条の5、第71条の6、第71条の27、第71条の28、第71条の48、第71条の49、第313条、附則第35条の2～第35条の4の2		
要望理由	<p>（1） 政策目的 バブル崩壊以降、メインバンク機能が弱体化し銀行の金融仲介機能が低下する中、企業が成長する上で必要なリスクマネー（株式や債券等によって調達される資金）の供給源として我が国の個人金融資産を活用するため、金融所得課税を総合課税から分離して一元化を推進し、「貯蓄から投資へ」の流れを促進することにより、我が国経済産業の活性化を図り、もって我が国経済の成長を実現することを目的とする。</p> <p>（2） 施策の必要性 約1,500兆円にのぼる我が国の個人金融資産の約半数は預貯金である一方、リスクマネーとして活用されているのは2割にも満たない状況であるため、リスクマネーの構成比を増やす余地がある。しかし、金融所得への課税は納税者の所得区分や金融商品に対する税率、納税方法などについては、個人投資家にとって複雑な仕組みであるとの指摘がある。また、金融所得に対する損益通算の範囲が限定的であるため、リスク性の高い投資に対するインセンティブが働きづらい状況となっている。金融所得課税の一元化を図ることにより、これらの課題を克服することで、株式や債券等への投資や信託などによる市場機能を通じた個人から経済産業活動へのリスクマネー供給の促進が期待でき、企業の資金調達の効率化、多様化に資することになる。</p> <p>（3） 要望の措置の適正性 上述の通り、金融所得課税を一元化することによって政策目的が達成されるところ、そのためには幅広い投資家が対象となる、税制措置によってなされること効果が効果的かつ妥当である。</p>		
減収見込額	（初年度） — 百万円 （平年度） — 百万円 （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 現在、金融商品から発生する所得に関する課税については利子・配当・譲渡・一時・雑と、所得区分が分けられている。税率も同一ではない。上場株式等の譲渡損益と配当、株式投信の解約・償還損益等との間で損益通算可能。上場株式の譲渡損失、商品先物の売買差損に係る3年間の繰越可能。</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>	
	22年度の望	<p>・ 国税 金融所得に対する課税として、多様な金融商品を幅広く捉え、その課税方式の均衡化を図り、それらについて損益通算を広く可能として金融所得課税の一元化を図る。</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>	
過去の要望経緯	<p>・ 株式投資信託の譲渡損益と株式等にかかる譲渡損益の損益通算及び上場株式等の譲渡損失にかかる3年間の繰越（平成15年度税制改正）</p> <p>・ 非上場株式の譲渡益に対する税率の引き下げ（平成16年度税制改正）</p> <p>・ 公募株式投資信託の譲渡益課税の上場株式並みの軽減（譲渡益に対する10%の優遇税率の適用、譲渡損失の繰越控除制度の対象への追加、平成16年度税制改正）</p> <p>・ 上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算（平成20年度税制改正）</p>		
本要望に対応する縮減案	—		